

議案第43号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年2月22日

鳥取県知事 平井伸治

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

附 則

(他の法令による給付との調整)

第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第13条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類及び同表の中欄に掲げる年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定（第13条の2を除く。）による当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償 年金	略
	障害厚生年金（障害基礎年金と同一の <u>0.88</u>

附 則

(他の法令による給付との調整)

第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第13条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類及び同表の中欄に掲げる年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定（第13条の2を除く。）による当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償 年金	略
	障害厚生年金（障害基礎年金と同一の <u>0.86</u>

支給事由により支給されるものを除く。)	
略	
略	

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

略	
障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）	0.88
略	

支給事由により支給されるものを除く。)	
略	
略	

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

略	
障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）	0.86
略	

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に係る傷病補償年金及び同日以後に支給すべき事由の生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。